佐世保市営業活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済対策の一環として製造業及び卸売業を営む佐世保市内の中小企業者に対して、感染症拡大防止策を講じた営業活動を支援し、受注獲得の促進に寄与することを目的として、予算の定めるところにより、佐世保市営業活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に 規定する中小企業者
 - (2) 地場企業者 市内に主たる事業所を有し、製造業または卸売業を営む中小企業者

(補助対象者)

- 第3条 補助対象事業者は、前条第2号の地場企業者とし、次の要件を全て満たすも のとする。
 - (1) 主たる事業として製造業又は卸売業(製造問屋に限る。)を営む中小企業者で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
 - (2) 市内に本店又は主たる事業所を有すること。
 - (3) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる事業(以下「事業」という。)の内容、対象経費は、別表 1のとおりとする。
- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるものについては、補助金の 対象とするものとする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- 2 補助金の限度額は、1社あたり300,000円とする。
- 3 算出した額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、事業が 完了後20日以内または令和5年3月10日のいずれか早い日までに、佐世保市営 業活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添付 して、市長に提出するものとする。
 - (1) 営業活動実施報告書(様式第2号)
 - (2) 所要額調書(様式第3号)
 - (3) 領収書等支払いを確認できる書類の写し
 - (4) 事業の概要がわかる資料(製品パンフレット等)
 - (5) 市税に滞納がないことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第4号)を補助申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定通知書の交付を受けた補助申請者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、佐世保市営業活動支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(書類の保管義務)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長から請求があった場合は、速やかに前項の書類の提出や必要な協力を行わなければならない。

(手続の省略)

第10条 規則第11条 (実績報告)及び第12条 (補助金の額の確定)の規定による手続きは、規則第19条の規定により、これを省略するものとする。

(取消)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したと認められる場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金交付申請に虚偽があった場合
 - (2) 補助金交付の条件に反した場合
 - (3) 補助金を目的外に使用したと認められる場合
 - (4) その他、本要綱に定める条項に反した場合
- 2 市長は、前項による取り消しを行った場合で、すでに補助金が支払われていると きは、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付 決定のあった補助事業については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表1 (第4条関係)

区分	種別	補助限度額	内容	備考	
	旅費 (交通費・宿泊費・日 当・ETC使用料・駐車 料金・レンタカー利用料等) ※ガソリン代は対象外	1 社あたり 30万円	令和4年7月1日から令和5 年3月10日の期間において、自社製品の販路開拓を 目的とした、県外企業への 年間取引見込額100万円以 上の営業活動にかかる訪 間旅費…①	補助金額は、訪問企業の 所在する目的地までの行程に応じ別表2に定める 補助基準額の1/2以内とする。 ※宿泊費については、補助対象経費の上限額を1 泊につき8,000円(補助上限額4,000円)とする。	
対象経典	感染症に係る 検査費		①において、実施した検査 費用	補助金額は、購入費また は自己負担額の1/2以内 とする。	
	※消費税及び地方消費税を除く。 ※第6条で定める交付申請までに支払いが完了する経費に限る。				

別表2 (第4条関係)

目的地	補助基準額(旅費の額)	
北海道	60,000	
東北地方	50,000	
関東地方	50,000	
北陸地方	50,000	
中部地方	40,000	
近畿地方	36, 000	
中国地方	35, 000	
四国地方	30,000	
福岡県	7,000	
佐賀県	4, 000	
熊本・大分県	15, 000	
宮崎・鹿児島県	27,000	
沖縄県	40,000	